

# INPIT-KANSAI が実践する SMEs のための SME

独立行政法人 工業所有権情報・研修館 近畿統括本部 事業推進部

## 要 約

独立行政法人 工業所有権情報・研修館が大阪梅田に当館初の地方拠点となる近畿統括本部（以下「INPIT-KANSAI」という。）を開設して今年で5年目を迎えます。関西の中小・ベンチャー企業に対し、知的財産の戦略的な権利活用の支援、産業財産権情報の提供及び知的人材の育成を柱に支援活動を行ってきました。また、関西におけるイノベーションの促進を知財の側面から支援するため、自治体や産業支援機関・専門家と連携し、効果的な支援を提供できるよう体制の整備・強化に努めています。

本稿では、2020年4月より新たに取組みをスタートした「第五期中期計画」<sup>(1)</sup>の基本方針とともに、主にINPIT-KANSAIの支援活動や関係支援機関との連携による支援ネットワークの活動について紹介いたします。

## 目次

1. はじめに
2. INPIT-KANSAI について
3. 第五期中期計画と SME
4. SME を意識した INPIT-KANSAI の取組
5. 終わりに

企業数に対する特許出願中小企業数の割合をみると、大阪府は約0.5%、京都府は約0.4%、兵庫県は約0.3%にとどまっています<sup>(3)</sup>。もちろん関西の中小・ベンチャー企業の中には、積極的に知財活動に取り組んでいる企業もありますが、多くの企業は人・モノ・金など限られた経営資源の中において様々な制約があることから、知財活動に取り組む体制が必ずしも十分とは言えない状況にあることが窺えます。

INPIT-KANSAI では、こうした企業が抱える知財活動をめぐる環境面を含めた経営課題を明らかにし、解決に導くサポートを実施するため、知財戦略の専門家による個別支援や、海外展開時における知財戦略、営業秘密・ノウハウ管理等の理解増進を図るためのセミナーを開催するなど様々な取組みを行っています。

## 2. INPIT-KANSAI について

工業所有権情報・研修館（以下、「INPIT」という。）は、2001年4月1日に独立行政法人として設立され、日本で唯一の知的財産に関する総合支援機関として、「知的財産の権利取得・活用の支援」、「産業財産権情報の提供」及び「知的財産関連人材の育成」という3つの柱を軸に知的財産権制度の利用促進に取り組んできました。

2017年7月には、「政府関係機関の地方移転に関する

1. はじめに

INPIT-KANSAI が居を構える大阪府は「中小企業の町」としても有名で、2020年度の大阪府の調査<sup>(2)</sup>では、東京都に次ぐ約27万社の中小企業が立地しており、府内の全企業における中小企業の割合は99.6%を占めています。また近年、起業家やクリエイティブな人々が国内外から集まり、産学官の交流・協働により、次々に新たなイノベーションが起こるエコシステムが形成され、社会課題を解決するベンチャー企業や、多種多様なスタートアップ企業が生まれる環境が整いつつあります。2025年には、日本国際博覧会（大阪・関西万博）も予定されており、中小企業やベンチャー企業等にとって、国内外に向けて関西のイノベーションの力を示す絶好の機会が訪れようとしています。

一方で、2019年における大阪府、京都府、兵庫県の企業が行った特許出願件数はそれぞれ30,078件、10,793件、5,751件となっており、都道府県別の中小

る今後の取組について」(平成 28 年 9 月、まち・ひと・しごと創生本部決定)<sup>(4)</sup>に基づき、INPIT 初の地方拠点として、大阪梅田に INPIT-KANSAI を開設し、知財戦略の専門家(知財戦略エキスパート(以下「知財戦略 EX」という。)) 4 名を含め 13 名のスタッフが勤務しています。オフィスのあるグランフロント大阪ナレッジキャピタルには、地域の産業支援機関や大学、スタートアップ支援のためのイノベーション創出拠点などが多数入居しています。関西各地からの交通の利便性も高く、イベント開催のための多目的スペースや会議室などを有しており、企業支援活動に適したロケーションとなっています。

INPIT-KANSAI では、主に企業の知財戦略の構築支援をはじめとする知財戦略 EX による個別相談の実施や、知財に係る人材育成の一環として、企業の社内研修や知財セミナー等への講師派遣及びその企画・立案を行っています。加えて、地域の出願人の権利取得に資する取組みとして特許庁審査官による「出張面接審査」・「テレビ面接審査」の実施や「高度検索閲覧用端末」等による産業財産権に情報の提供を行っています。

また、特許庁が策定した知財分野における地域・中小企業支援に関する「第 2 次地域知財活性化行動計画(2020 年 7 月特許庁)」<sup>(5)</sup>に沿って、地元の行政機関や自治体との協働支援事業など、積極的に関係機関との連携を図り、知財分野における地域・中小企業支援の推進に取り組んでいます。

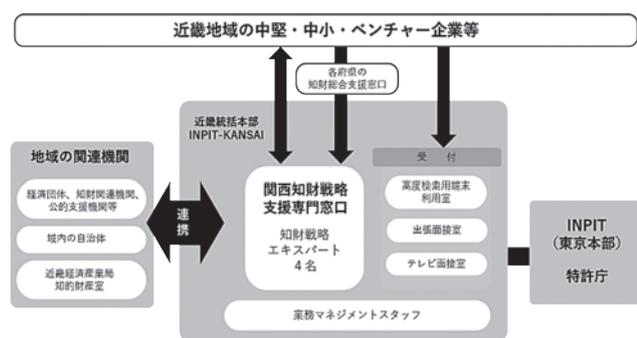


図 1 INPIT-KANSAI 支援体制図 (INPIT-KANSAI 作成)

### 3. 第五期中期計画と SME

独立行政法人である INPIT は、独立行政法人通則法<sup>(6)</sup>において、「所管省庁の主務大臣は、独立行政法人が 3~5 年の間に達成すべき政策目標(中期目標)を定め、主務大臣から指示を受けて中期計画を定めること」とされています。INPIT においても経済産業大臣からの指示を受け、「第五期中期計画(令和 2 年

3 月)」を策定しました。同計画では、中小企業・ベンチャー企業(SME: Small and Medium-sized Enterprises)の稼ぐ力の向上を知財で実現するという目標を掲げ、「知財を持続的(Sustainability)に活用し、経営(Management)と一体化させ、その知財の活用方法が妥当であったのか、事後評価(Evaluation)していくこと」を法人活動の基本方針と位置づけており、INPIT-KANSAI においても、この SME を意識した支援活動を進めています。

#### (1) 持続性(Sustainability)

1 つ目は、持続性です。経営資源に限りのある中小・ベンチャー企業において、人材不足は大きな課題の一つです。特許庁の調査においても、中小企業が知財活動を取り組む上での課題は「知財を管理する人材が不足」(36.3%)と最も多く、次いで「情報・知識が不足」(33.1%)、「時間が不足」(30.5%)と続きます(図 2)。また、スタートアップ支援機関の担当者も「知財学習の機会が不足している」、「知財に詳しい人材が不足している」点を指摘しています(図 3)。

このような調査結果を踏まえて、「第五期中期計画」では、知財の持続的活用を企業に定着させるため、関西知財戦略支援専門窓口等において、中堅・中小・ベンチャー企業等の知財に関する様々な課題に対応するほか、企業の経営層に、知財が事業戦略上有効であることが理解され、支援終了後も持続的な成果が実現されるよう支援を行うことが盛り込まれました。また、企業に対する海外展開や営業秘密等、知財戦略の重要性についての普及・啓発を図るためのセミナーの自主開催や、他の産業支援機関等が実施するセミナーへの講師派遣、知財人材育成のための企業内研修を積極的に開催することも盛り込まれています。

INPIT-KANSAI では、知財戦略 EX による企業支援や、地域の自治体や産業支援機関と連携し、知財戦略 EX を講師とした知的財産への理解増進のセミナーや企業内研修の実施、e ラーニング教材等を用いたワークショップなどを開催しています。また、関西の中小・ベンチャー企業等の知財担当者同士が知財活動の課題や対応策を互いに共有するための定期的な勉強会(「知的財産戦略研究会」)を 2020 年度に立ち上げました。

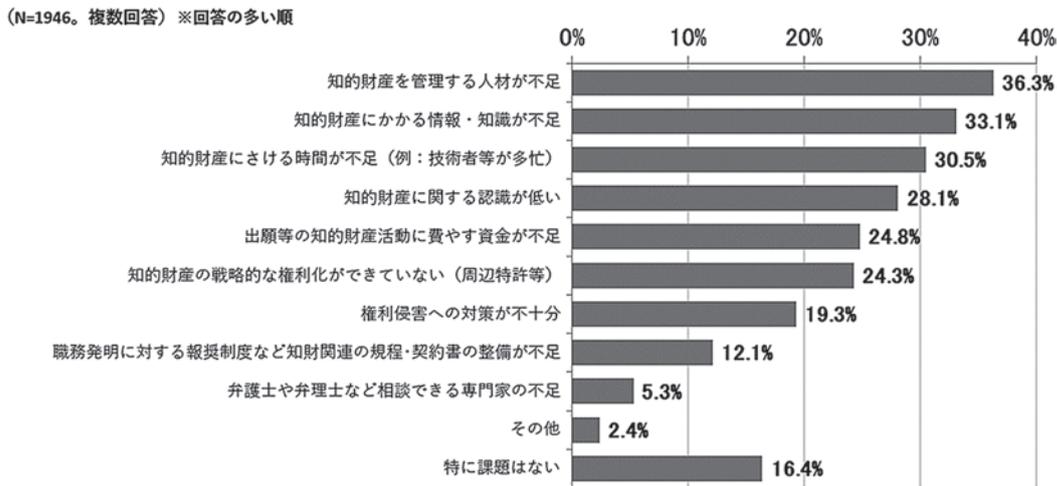


図2 知財活動に取り組むに当たって課題となっていること  
特許庁「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書 (平成 31 年 4 月) を基に作成。

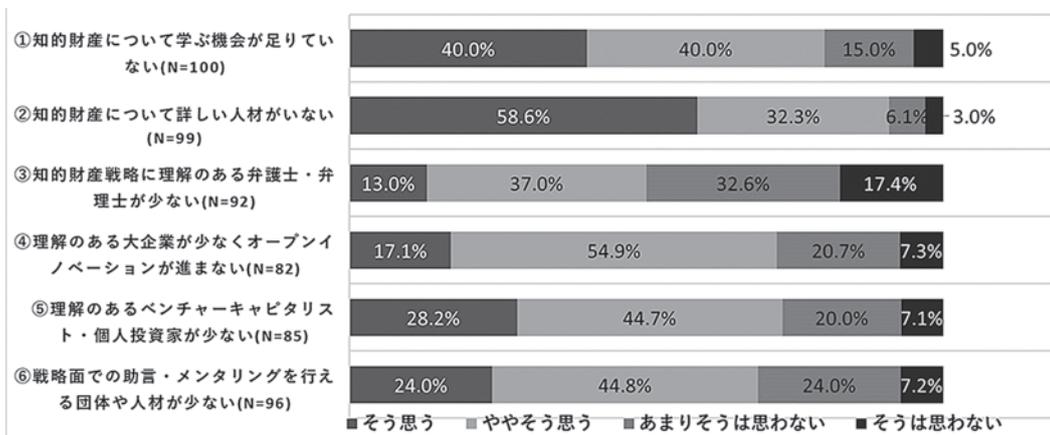


図3 スタートアップを取り巻く環境と知的財産支援の課題

特許庁「スタートアップが直面する知的財産の課題および支援策の在り方に関する調査研究報告書 (2018 年 3 月) を基に作成。

## (2) 経営 (Management)

2つ目は、経営との一体化です。持続的に知財の活用をするためには、経営における知財の役割や位置づけ、知財が経営にもたらす効果について経営者の理解が必要不可欠です。特許庁の調査によれば、経営層の知的財産に対する意識に関して、「意識はあるが高いとは言えない」、又は「低い」(9.3%)と回答した企

業が全体の半数を超えています。また、従業員の意識については、「低い」(33.8%)と回答した企業が、経営層の約4倍となっています(図4)。

こうしたことを背景に「第五期中期計画」では、知財と経営を結びつけるため中小企業等の経営層へのアプローチを強化し、INPITの認知度等を高めることにより、利用者の拡充や知財の重要性について理解向

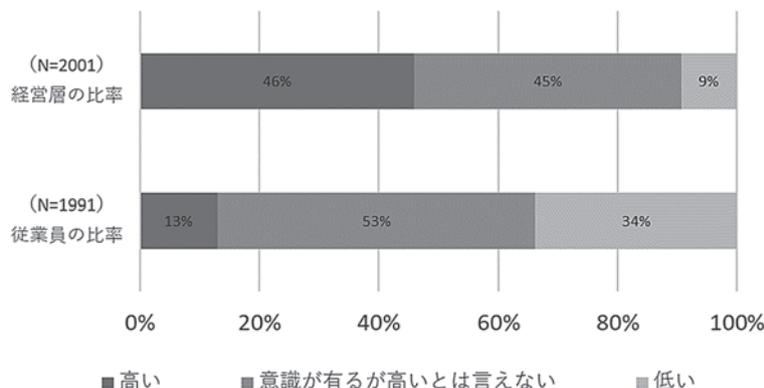


図4 経営層従業員の知財に対する意識

特許庁「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書 (平成 31 年 4 月) を基に作成。

上を図ることが盛り込まれました。

INPIT-KANSAI では、経営層へのアプローチを強化するため、金融機関や商工会議所等他の機関が主催するイベントに積極的に参加し、多くの中小企業の経営者に対して、知財活用のメリットや必要性について実例を交えながらアドバイスを行っています。

### (3) 事後評価 (Evaluation)

3つ目は事後評価です。中小・ベンチャー企業が抱える知財の課題は様々であることから、数多ある課題に対してその企業にとって何が有効かを見極め、それぞれのステージに応じたきめ細かな支援を行うことが重要です。支援後においても、企業への支援内容を振り返り、支援企業にとって最も適した知財の活用方法を検討していく必要があると考えています。

「第五期中期計画」では、これまで知財戦略 EX 等 INPIT の専門家が支援した企業に対して、継続的にフォローアップ等を実施し、知財活用後の課題の収集に努めることを打ち出しています。また、INPIT-KANSAI が開所して5年目を向かえており、組織としての活動を分析・評価するための検証体制を整備することが明記されました。

そこで、INPIT-KANSAI では、政策の効果について、客観的な評価を行い、それを企画立案に反映させる取組みを始めています。知的財産に関わる支援施策を活用する中小企業側の実情及び支援を仲介・提供する自治体・支援機関側の実態を把握するべくアンケート調査やインタビューを行いました。その結果を分析し、関係の深い地元自治体、経済団体、日本弁理士会関西会等の協力の下、現在業務の見直しや改善に向けた検討を進めています。

## 4. INPIT-KANSAI の SME を意識した取組み

ここからは、「第五期中期計画」や SME の視点から INPIT-KANSAI が実施している具体的な取組みについて、企業支援に焦点を当てて紹介していきます。

### (1) 知財戦略エキスパートによる企業支援

INPIT-KANSAI では、関西知財戦略支援専門窓口を設置し、4名の知財戦略 EX を配置しています。知財戦略 EX は、大企業における知財部門等での豊富な知財実務の経験をもとに、中小企業やベンチャー企業が求める事業段階に即して、様々な視点からサポート

を行っています。また、知財戦略 EX は、関西出身者が多く、地域経済の動向や中小企業の経営環境など、地域の特性を熟知しています。

さらに、当相談窓口では、持続的な知財活用を促すため、緻密なヒアリングを通じて経営課題や知的財産に関する課題を把握し、解決策を提案しています。こうした支援は、電話相談の形式、INPIT-KANSAI 事務所での対面形式、相談者のもとに知財戦略 EX が赴く訪問相談形式など、いずれも相談者の状況や要望に応じて行っています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から現在は、Web 会議ツール等によるオンライン相談にも対応しています (図5)。

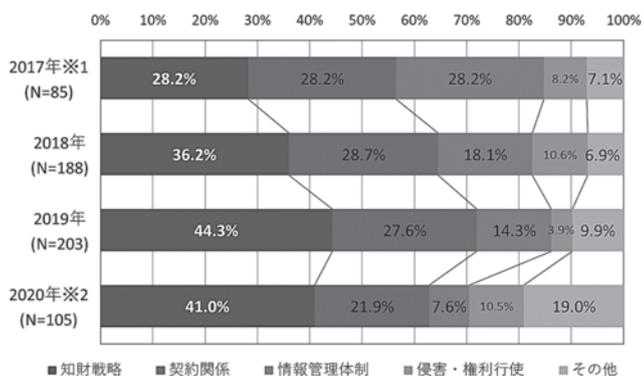


図5 オンライン相談支援を行う知財戦略 EX の様子

現在は訪問相談の機会は減っていますが、知財戦略 EX が支援先企業の現場を視察し、当該企業特有の課題を抽出しながら助言を行うことにより、個々の企業の実情に即した知財戦略の構築や情報管理等の支援ができる訪問相談は、企業の方々からも好評を得ております。

2020年度の相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により対面相談を休止していた期間があったため、前年度(2019年度相談件数471件)と比較して289件と大幅な減少となりました。相談内容では、非接触技術の事業化を進めるための知財戦略や、コロナ禍にも負けず果敢に海外事業展開に取り組む企業からの越境 EC における知財対策の相談などがありました。

2020年度の相談内容を項目別で見ると、最も多いものは事業戦略につながる「知財戦略」に関する案件でした。こうした知財活用を前提とした事業構想や競争・共創のための「知財戦略」に関する相談は、開所から一貫して増加傾向にあり、全体の支援の4割を超えています(図6)。このような相談に対しては、社



※1 2017年8月22日～2018年3月31日 ※2 2020年4月1日～2021年3月8日

図6 INPIT-KANSAI (知財戦略 EX) への相談内容の構成比 (年別推移) (INPIT-KANSAI 作成)

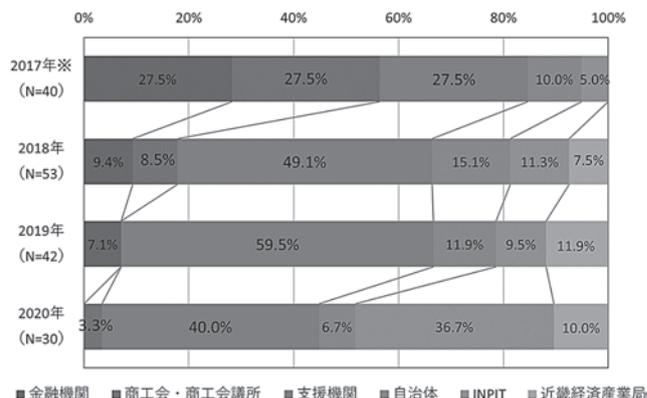
※各項目の留意点について、知財戦略 EX が助言を実施している。

会変化・外部環境変化を踏まえ、会社規模やビジネスモデルなど企業各社の個別の状況に応じた競争・共創の知財戦略、また、知財を経営に結びつけるための活用方法などを提案しています。次いで、相談件数が多いものは、知財戦略を具現化するための契約に関する相談<sup>7)</sup>が挙げられます。知財関連の契約は、秘密保持契約、ライセンス契約、共同開発契約、開発委託契約など高度かつ専門的な知識が求められます。知財戦略 EX からは、企業でのライセンス交渉や共同研究開発などの豊富な実務経験を活かして、中小企業がビジネスを進めるうえで欠かせない契約上の留意点などの助言を行っています。また、必要な場合は、弁理士、弁護士と連携しながら支援を行っています。

近年では従業員の退職による技術情報の流出や国内外の取引先企業による情報の不正使用が問題となっており、中小企業においても大きな経営上のリスクとなっています。知財戦略 EX は、社内の秘密保持体制の構築など中小企業にとって重要な営業秘密の取扱いに関する情報提供や、規定整備のサポートを行っています。ほかにも、他社が知的財産を侵害した場合の対応や、社内での職務発明に係る規定の整備、地域の農林水産業やブランド関係者に対する商標制度の普及啓発や海外取引にかかる知財面での留意事項の紹介など支援内容は多岐にわたっています。

このように知財戦略 EX は企業の相談ニーズに応じた知財の権利取得・戦略的活用の助言を行い、知財を活用した企業の持続的な事業成長と競争力の強化に貢献できるよう幅広い分野の支援を行っています。

(2) 知財戦略エキスパートによるセミナー等の開催  
INPIT-KANSAI では、知財戦略 EX を講師として、



※2017年8月22日～2018年3月31日

図7 セミナー開催に際して連携した関係機関の構成比 (年別推移) (INPIT-KANSAI 作成)

中小・ベンチャー企業等の様々な経営課題と密接に関連する営業秘密・知財戦略、海外展開における知的財産に係る戦略的取組み等の理解増進を図るためのセミナーを開催しています。

セミナーの開催に当たっては、中小機構近畿本部、ジェトロ大阪本部など中小企業の経営支援及び海外展開の支援を担う地域の産業支援機関や、大阪府をはじめ様々な産業支援施策を展開している地元自治体と連携することが必要不可欠であると考えています(図7)。多くの企業と関わりのある支援機関が企画するセミナーやイベントと連携することで、企業にとってもそれぞれの課題解決に適した支援機関を容易に探すことができ、適切な支援情報を得ることができるからです。

また、中小企業の経営支援全般で考えれば、知財戦略を経営戦略として包括的に構築する上で、ある分野に特化した専門知識、ある業界での経験等、汎用的な提案ではない、ピンポイントの助言が求められるケースなど、企業と共に案件ごとの具体的な課題解決策を模索する必要があります。INPIT-KANSAI の知財 EX に加え他の支援機関・専門家と連携することで、それぞれの機関の特性を活かした効果的な支援が可能となっています。実際に過去の知財戦略 EX への支援依頼の認知ルートの割合を見てみると、約25%が連携セミナーによる支援依頼となっています。(図8) また、連携セミナーの開催を通じて、支援機関同士の情報交換も活発になり、企業の適切な課題解決につながっています。

例えば、設置当初の2017年度は海外展開に関するセミナーの需要が多く、全体の約6割を占めていました。これはTPP11(2018年12月30日発効)や日

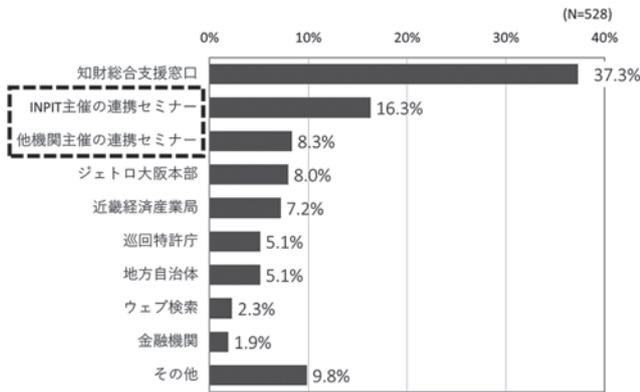


図8 INPIT-KANSAI (知財戦略 EX) 利用者の認知ルートの割合 (INPIT-KANSAI 作成)

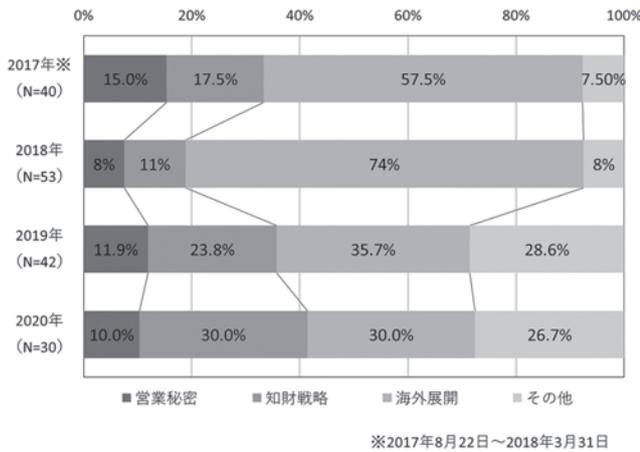


図9 INPIT-KANSAI (知財戦略 EX) のセミナーテーマの構成比 (年別推移) (INPIT-KANSAI 作成)

EU-EPA (2019年2月1日発効)などの貿易協定の交渉を背景に、大阪府とINPIT-KANSAIが積極的に連携を図り、地域の中小企業の海外展開へのニーズの高まりを受けて実施した結果によるものです。(図9)

そして、2019年度以降は、知財戦略に関するセミナーの開催ニーズが増加傾向にあります。これは、支援機関等のセミナー主催者側の観点として、ビジネスを有利に展開するためには、知的財産が欠かせないと認識が浸透し、セミナー参加者に対して、積極的に知財の活用を促す必要性が高まってきていることが要因の一つと考えられます。

また、2020年度はコロナ禍で移動制限や在宅ワークが増加したことを受け、オンラインセミナーを積極的に開催しました(図10)。これまでの支援実績に照らし、相談が多かった「知財戦略」、「契約」、「情報管理」、「海外展開」等をテーマに合計8回開催しました。オンラインセミナーのメリットとして、場所と時間の制限がなくなることで、前後に予定がある多忙な方、必要な情報のみ聴講したい方にとっては、セミナー参加への利便性が向上し、情報収集の場の拡大に

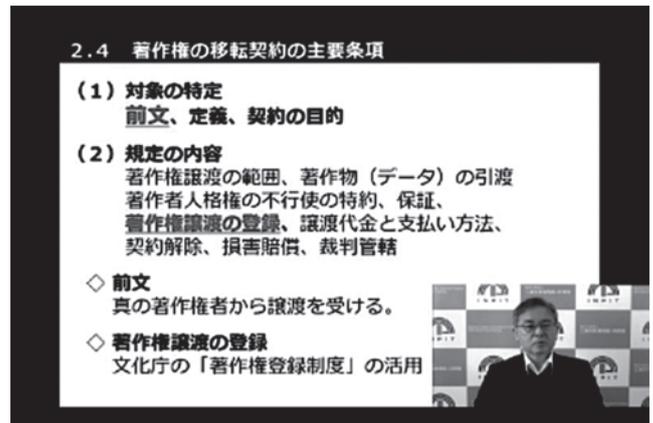


図10 オンラインセミナーを行う知財戦略 EX の様子

つながっていると感じています。

その他、各種展示会や、金融機関や商工会議所が主催するマッチングフェアに自治体と共同で相談窓口を開設し、オンライン出展の企業や来場者からの知財相談に対応しました。地元自治体との連携を図ることで、我々独自ではこれまでリーチできていなかった業種・業態や新たな地域の企業への広報・支援が可能となり、更なる情報発信の契機として、今後も引き続き参画していく所存です。

INPIT-KANSAIでは、今後も地域の支援機関や自治体と協力して、中小・ベンチャー企業等の経営や事業戦略における知財の位置づけ、知財活用による効果を理解してもらえるようなセミナー等を積極的に開催してまいります。

### (3) 知的財産戦略研究会

INPIT-KANSAIでは、持続的な知財活用や人材育成の観点から、関西の中小・ベンチャー企業等の担当者同士が知財活動の課題や対応策を共有するための定期的な勉強会(「知的財産戦略研究会」)を開催しています。

知的財産戦略研究会は、INPITの支援を受けた経験のある企業の有志が会員となり、業種も製造業、卸・小売業、情報通信業、農林水産業と様々です。情報交換や事例研究のテーマとしては、「職務発明規程の改定で苦労したこと」や「中小企業が特許を取る意義と大企業とのライセンスビジネスにおける苦い経験」、「取引先にサンプル提供したが先に特許を取られてしまった」など会員が直面した実際の問題を共有し、議論を行っています。また、社外の法律事務所や特許事務所との連携の在り方についても議論しており、専門家である弁理士や弁護士も参加しています。

他社の知財活用担当者や専門家との意見交換を通して知財実務のスキルアップを図るとともに、会員間のネットワークの拡大につなげることも狙いの一つです。

#### (4) eラーニングコンテンツの利用促進

加えて、上記研究会においてもよく議題に挙がるのが、中小企業における知財担当の人材不足問題です。知財専門として業務を任せられるほど配員余裕がない実情に直面するなか、限りある人材で知財活動を行っていくには全社員が知財意識を高めていくことが必須であると考えています。そのような問題を解決すべく INPIT では、企業の経営者、知財担当者、研究開発者、そして中小企業支援に関わる専門家等の幅広いユーザーに向けて、eラーニングのコンテンツ「IP ePlat」<sup>(8)</sup>を提供しています。「IP ePlat」は、知的財産権に関する専門用語から知財リスクと係争を巡る対処法まで、具体的な事例や状況にあわせて、必要な知財情報を学習することができる教材です。このeラーニングのコンテンツ学習を通じて、業種や職種を問わず知財意識を高め、社員全体の知財力が底上げされることで、知財を活用した持続的な事業成長へつながるものと期待しています。

INPIT-KANSAI では、知財戦略 EX の企業支援やセミナー等で得た知識やノウハウの理解を深めるため、また企業内の研修において、人材育成を行うためのツールとして、積極的に活用促進を図っています。これらの教材を活用しつつ、知財戦略 EX 等の知的財産に関する専門家への相談を繰り返しながら、学んだ知識を実務に活かすことで、更なる知財実務能力の向上が図られると考えています。

#### (5) 関係機関と連携した支援体制の整備・強化

INPIT-KANSAI では、中小・ベンチャー企業のイ

ノベーションの促進を知財の側面から支援するため、近畿経済産業局等の行政機関や地域の支援機関と連携し、効果的な支援が実現できるよう、体制の整備・強化に努めています。ここでは、2020年度の主な取組みを紹介します。

##### ① 関西・共創の森

「関西・共創の森」は、近畿経済産業局が主導し、大阪府に拠点を置く出先機関8団体<sup>(9)</sup>が連携し構築されたコンソーシアムです。社会課題の解決を目指す企業や大学・研究機関等の技術シーズ・ニーズの発掘から事業化まで包括的に支援をするプラットフォームとして、関西経済の成長を活性化することを目的に発足しました。各組織は経済産業省の下部組織として、それぞれの役割や機能を担っていますが、連携することにより、各機関の持つネットワークの相乗効果や、企業の技術開発やイノベーションを後押しすることが期待されています。具体的な取組みとしては、各機関によるビジネスマッチングやフォーラムなどのイベントの開催や、参加者のニーズに応じた各機関の施策の活用促進による横断的な企業支援を実施しています。2020年度は、計13回のピッチイベントや技術展示会、フォーラムといったイベントを開催しました。

INPIT-KANSAI においても、「関西・共創の森」の協力の下、「関西ビジネス知財フォーラム2021」を開催し、不確実性の高い環境において、新たな事業創造やイノベーションの促進を図るための手法をテーマに、専門家による基調講演やパネルディスカッション、飛躍が期待される関西のスタートアップ企業によるピッチイベントの様子をオンライン Live にて配信しました(図11)。

##### ② 地域未来牽引企業経営課題解決型サロン

「地域未来牽引企業経営課題解決型サロン」は、経



図11 関西ビジネス知財フォーラム2021の様子  
(左から理事長挨拶、基調講演、パネルディスカッションの様子)

経済産業省が選定した地域経済の中心となる担い手となり得る地域未来牽引企業を対象とし、経営課題解決や協働によるイノベーションを生み出す交流の場を提供する事業です。INPIT-KANSAI も支援ネットワーク機関として、開催されるピッチイベントに参加し、登壇企業に対し知財の観点からアドバイスを行っています。ピッチイベント後に行われる企業との意見交換の場にて、経営者の知財の悩みやニーズをヒアリングする中、これまでの企業支援において注視されなかった企業の新しい課題やニーズに気付かされることもあります。また、全参加企業への INPIT-KANSAI の施策説明の機会もあり、知財に関して積極的に情報提供の場を創出しています。

### ③ 関西知財活用支援プラットフォーム

「関西知財活用支援プラットフォーム」は、大阪・関西万博を見据え、知財活用企業のロールモデルの創出を目的に近畿経済産業局知的財産室、日本弁理士会関西会及び INPIT-KANSAI で組織される支援基盤です。他の支援基盤とは異なり、知財支援関係者のみで構成されているため、知財の課題を抱える中小企業にとっては、知財関連の支援施策や弁理士による集中的な伴走支援を受けられ、スピーディに課題解決を図ることができるのがメリットです。本プラットフォームでは、支援企業の課題ヒアリングを行い、多様な角度から知財に関わる課題等を抽出し、解決に向けた支援プランを提供しています。

### ④ 関西スタートアップ・エコシステム

近年、関西ではスタートアップ・エコシステムを構築しようという機運が高まっており、行政や経済界、大学等によるスタートアップ支援活動も活性化しています。その一環として、近畿経済産業局が設置した「関西ベンチャーサポーターズ会議」では、関西のベンチャー企業やベンチャー支援環境等に関する情報発信、支援機関との連携が進められています。それと連動する形で、2020年10月には、同局が関西の有望なスタートアップ企業として「J-Startup KANSAI 企業」を選定しました。INPIT-KANSAI もこれらの活動に参画しており、スタートアップ企業の大企業との連携や、海外展開などを実現するため、事業成長やビジネスモデルに合わせた適切なタイミングで知財の活用が図られるよう、スタートアップの事業推進にとっ

て現実路線のサポートを行っています。

### (6) 高度検索用端末による情報提供と出張面接・TV面接審査について

その他、INPIT-KANSAI では、特許審査官が業務で使用する端末とほぼ同等の機能をもつ「高度検索用端末」を用いた特許情報の閲覧サービスを行っており、検索指導専門の職員による操作方法のアドバイスや高度検索用端末を用いた定期講習会を実施しています。また、特許庁との連携により、特許審査官との出張面接・TV面接審査を実施しています。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、感染拡大防止の観点から対面による講習会や出張面接については、中止や延期を余儀なくされ、特に、面接審査については、オンライン面接に変更をせざるを得ない状況が続きました。現在も引き続き、感染拡大防止への配慮を継続しつつ、サービスの提供を行っています<sup>(10)</sup>。

## 5. 終わりに

INPIT-KANSAI は、2017年の開設以来、関西地域の中小企業等のニーズを踏まえ、自治体や関係機関と連携しながら、本稿で取り上げた様々な知的財産の保護・活用に関する支援・課題解決に取り組んでまいりました。今後も引き続き、地域経済の動向を把握し、企業の皆様の声や要望を真摯に受け止め、地域の中小企業等の事業成長・拡大に向けた様々な支援施策を検討し、関西企業の成長と競争力の強化に貢献していきたいと考えています。最後になりましたが、このような機会を与えて頂きました日本弁理士会の皆様には、この誌面を借りて心より感謝申し上げます。

### (注)

- (1) 独立行政法人 工業所有権情報・研修館第五期中期計画（令和2年3月独立行政法人工業所有権情報研修館）：<https://www.inpit.go.jp/about/gyomu/mtkeikaku/keikaku5.pdf>
- (2) 2020年度版なにわの経済データ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/aid/sangyou/naniwa2020.html>
- (3) 特許行政年次報告書2020年版：<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2020/index.html>
- (4) 平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chihouiten/h28-09-01-kongonotorikumi.pdf>
- (5) 第2次地域知財活性化行動計画（2020年7月特許庁）：<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/document/koudoukeikaku/01.pdf>

(6) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第一〇三号）：

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。

（以下略）

（中期計画）

第三十条 中期目標管理法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この節において「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。（以下略）

(7) INPIT の提供するサービスでは、特許等の出願書類の作成、権利化等の弁理士業務、契約書の作成、契約交渉への同席等

の弁理士業務は行っておりません。

(8) IP ePlat : [https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Login/P\\_login.aspx](https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Login/P_login.aspx)

(9) 独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）近畿統括本部、国立研究開発法人 産業技術総合研究所（AIST）関西センター、独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）関西支部、独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）大阪本部、独立行政法人 中小企業基盤整備機構（SMRJ）近畿本部、国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）大阪オフィス、経済産業省 近畿経済産業局

(10) 面接（出張面接・オンライン面接）について：<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/junkai.html>  
INPIT-KANSAI の窓口業務の一部再開について：[https://www.inpit.go.jp/kinki/topic/info\\_kansai\\_covid19\\_20210301.html](https://www.inpit.go.jp/kinki/topic/info_kansai_covid19_20210301.html)

（原稿受領 2021.4.1）